三　設立中の法人にあつては、次に掲げる書類
イ　（略）
ロ　定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）
ハ・ニ　（略）
四　個人にあつては、次に掲げる書類
イ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
ロ・ハ　（略）
（事業の譲受による承継の届出）
第十三条　（略）
2　前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）
四　個人にあつては、次に掲げる書類
イ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
ロ　（略）
（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）
第十五条　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～六　（略）
七　現に倉庫業を営んでいない譲受人にあつては、次に掲げる書類
イ～ニ　（略）
ホ　設立中の法人にあつては、設立趣意書、定款（会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）、発起人又は社員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
ヘ　個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し、譲受人が欠格事由に該当しない旨の宣誓書及び資産調書
ト　（略）
八　（略）

三　設立中の法人にあつては、次に掲げる書類
イ　（略）
ロ　定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）
ハ・ニ　（略）
四　個人にあつては、次に掲げる書類
イ　戸籍抄本
ロ・ハ　（略）
（事業の譲受による承継の届出）
第十三条　（略）
2　前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）
四　個人にあつては、次に掲げる書類
イ　戸籍抄本
ロ　（略）
（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）
第十五条　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～六　（略）
七　現に倉庫業を営んでいない譲受人にあつては、次に掲げる書類
イ～ニ　（略）
ホ　設立中の法人にあつては、設立趣意書、定款（商法第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）、発起人又は社員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
ヘ　個人にあつては、戸籍抄本、譲受人が欠格事由に該当しない旨の宣誓書及び資産調書
ト　（略）
八　（略）

（発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請）
第十六条　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）
三　合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類
イ・ロ　（略）
ハ　定款（会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）
ニ～チ　（略）
四　（略）

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）
第三条　港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業の許可の申請） **第四条**　（略） 2～5　（略） 6　法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～十　（略） 十一　個人にあつては、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し	（事業の許可の申請） **第四条**　（略） 2～5　（略） 6　法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～十　（略） 十一　個人にあつては、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）
第四条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを証する書類を提示し、かつ、第	**第十三条**　衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号の一に該当することを証する書類を呈示し、かつ、第一号様